

令和7年度 各種会議等録音反訳業務委託（単価契約）仕様書

1 名称

令和7年度 各種会議等録音反訳業務委託（単価契約）

2 契約期間

令和7年4月1日 から 令和8年3月31日 まで

3 業務内容

大阪市（以下「発注者」という。）が指示する会議等（以下「会議等」という。）の開催場所において、会議等の全内容の音声を記録するとともに、記録内容の全てについてテキストデータを作成する。

(1) 履行方法

ア 受注者は、発注者が指定する会場で開催される会議等に同席し、会議等の内容について録音及び反訳を行い、記録原稿（以下「成果品」という。）を納品する。ただし、発注者が会議等への同席や録音について求めない旨通知した場合は発注者の提供する音声データにより反訳を行うものとする。

イ 発注する業務については、会議等開催日の前日までに電子メールにて受注者に連絡するので、すぐに対応できること。連絡内容は、日時、履行場所、会議等の予定録音反訳時間等とする。

ウ 受注者は、業務を受注した際に、その都度、1時間当たりの単価に予定録音反訳時間を乗じて算出した金額により請書を作成し発注者へ提出すること。

エ 成果品の納入に当たっては、「8 担当」が指定する電子メールアドレス宛てに送信すること。

オ 成果品納入後、「完了届」を作成し、速やかに「8 担当」あてに提出して、発注者の検査を受け、合格しなければならない。

(2) 様式

ア 成果品は、A4版反訳データをWord形式文書により作成すること。

また、そのデータはWord (Microsoft 365による最新のバージョン) で正常にファイルが開き、更新できること。

イ 文書体裁については、別紙「体裁イメージ」を参照すること。

ウ 成果品の入力言語は日本語とする。

エ 文字遣いは原則として(公社)日本速記協会が発行する標準用字用例辞典によるものとするが、大阪市独自の文字遣いについてはその都度指示することとする。

4 予定録音反訳時間

年間36時間程度

※1回あたり1～3時間の会議18回程度を想定（平日夜間及び休日含む）

※ただし予定録音反訳時間については、概算を示したものである。したがって、受注者は本市の都合により大幅な増減が十分予想される上、発注時期が偏ることがあるので、見積り前に了承しておくこと。

5 履行場所

本市指定場所

6 納期

会議等開催日から起算して4開庁日後の午後1時まで。

7 その他

- (1) 文書体裁については、契約締結後、最初の発注までの間に発注者と調整し、承諾を得るものとする。
- (2) 会議等の音声の記録に要する機器等は、受注者が用意するものとする。
- (3) 会議等当日に配付する資料は、発注者が受注者に提供するものとする。原則、返却を要しないが、発注者より指示があった場合は業務終了後すみやかに返却するものとする。
- (4) 本業務にかかる納品物の著作権は、発注者が有するものとする。
- (5) 契約書第1条の2第1項に定める録音反訳時間は、会議等の開始から終了までに要する時間とし、履行場所への往復時間や履行場所での事前待機時間、テキストデータ作成に要した時間は含まないものとする。契約は1時間あたりの単価契約とする。ただし、30分未満の端数が生じたときはこれを30分に切り上げ、30分以上1時間未満の端数が生じたときはこれを1時間に切り上げる。この場合、30分に対する単価は1時間あたりの単価金額の2分の1とし、当該額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。なお、単価業務委託料は、派遣者数にかかわらず、録音反訳時間1時間当たりの金額である。
- (6) 音声の記録等にあたり発生する交通費、本事業にかかる協議、打ち合わせ等に要する経費、その他業務実施に要する経費は全て受注者の負担とする。
- (7) 悪天候等により会議等が中止になった場合は、当該会議等の音声の記録及びテキストデータ作成依頼を取り消すことがある。その場合、受注者が要した費用は受注者の負担とする。
- (8) 再委託については、下記のとおりとする。

ア 業務委託契約書第15条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

① 「3 業務内容」に定める業務

② 業務委託における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

- (9) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、指示に従うこと。
- (10) 別紙特記仕様書の記載事項を遵守すること。
- (11) 発注したそれぞれの業務に係る業務委託料については、当該業務の対象となる会議等の開催後、その都度確定するものとする。

8 担当

大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 5 階
副首都推進局総務担当 TEL:06-6208-9514

〇〇会議
< 第〇回議事録 >

■日 時：令和〇年〇月〇日() : ~ :

■場 所：大阪市役所〇階〇〇会議室

■出席者：〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇

(名簿順)

(発言者名)

.
.
.
.

(発言者名)

.
.
.

(発言者名)

.
.
.